

各都道府県知事 殿

文部科学省高等教育局私学部長
茂 里 毅

大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を
指定寄附金の対象とすることについて（通知）

日頃より、私立学校行政の円滑な施行に格別の御努力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度税制改正におきまして、大学、高等専門学校または一定の専門学校を設置しようとする学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金につき、一定の要件を満たしたものについては、その寄附額の全額が指定寄附金の対象とされることとなりました【別添 1】。

これは、企業がその経営資源を活用して学校教育に積極的に参画することを後押しし、社会のニーズに応じた人材育成の一層の促進を目的とするものです。

都道府県私立学校主管部課におかれては、本指定寄附金の活用を希望する学校法人等の設立を目的とする法人に対し、下記を踏まえ、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。なお、本指定寄附金の活用に向けた周知方策等につきましては、別途お知らせいたします。

記

1. 法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（令和 5 年財務省告示第 96 号）について

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を次のように指定し、令和五年四月一日以後に支出された寄附金について適用する。

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（同法第百八条第二項の大学を除く。）、同法第一条に規定する高等専門学校又は同法第二百二十四条に規定する専修学校（同条に規定する専修学校にあっては、同法第二百五条第一項に規定する専門課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区

別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間。以下同じ。)を通ずる授業時間数が三千四百時間以上であるものによる教育を行うものに限る。以下「大学等」という。)の設置を主たる目的とする私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人(同法第六十四条第四項の規定により設立された法人を含む。以下「学校法人」という。)の設立を目的とする法人(以下「学校法人設立準備法人」という。)に対して支出された寄附金であって、当該学校法人の設立に必要な費用に充てられるもののうち、当該学校法人設立準備法人が当該寄附金の募集につき次に掲げる要件を満たすものとして別記様式一による届出書を財務大臣に提出した日から令和十年三月三十一日までの間に支出されたもの(当該届出書の提出に対して別記様式二による受理書の交付を受けた当該学校法人設立準備法人に対して支出されたものに限る。)の全額

一 当該学校法人の設立前においてされる寄附金で、法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)第七十五条に規定する寄附金に該当するものであること。

二 募集要綱(寄附金の使途並びに募集の方法及び期間並びに募集した寄附金の管理の方法を明らかにした書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をいう。以下同じ。)に、当該学校法人設立準備法人の設立後五年を超えない範囲内において当該募集要綱で定める日までに当該大学等の設置に係る学校教育法第四条第一項又は第百三十条第一項の認可(以下「設置認可」という。)を受けなかった場合には、それまでに受け入れた当該寄附金の額から当該寄附金のうち当該学校法人の設立及び当該大学等の設置に特に必要となる費用に充てられたものの額を控除した残額について国又は地方公共団体に寄附する旨の定めがあること。

2. 本指定寄附金の活用にあたって必要となる手続等について

本指定寄附金の活用にあたっては、学校法人の設立に関する認可の審査を担当する部局において、学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況を確認することとし、以下(1)及び(2)の通り取り扱うこととする。

(1) 学校法人設立準備法人は、寄附金の募集につき、上記1.の告示に定める届出書を財務大臣に提出しようとするときは、あらかじめ、文部科学省(専修学校を設置しようとする場合には、都道府県)に対し、「学校法人の設立に関する認可申請等に向けた準備状況を証する書類」として次の書類を提出しなければならないこととする。

なお、これらの書類の作成にあたっては、「学校法人の寄附行為の認可及び寄

附行為変更の認可申請書類の作成等に関する手引」も適宜参照することとする。

- ① 指定寄附金の活用に係る書類の提出について【別添2（様式1）】
- ② 設立趣意書（様式任意）
- ③ 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- ④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類（※）
- ⑤ 設置する学部等の分野がわかる資料（④に記載があれば省略可）
- ⑥ 設立代表者の履歴書（様式任意）
- ⑦ 銀行口座の通帳の写し
- ⑧ 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画（様式任意）
- ⑨ 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を記載した寄附金募集要綱（様式任意）

(※) 「④ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類」については、大学又は高等専門学校を設置しようとする場合には、私立学校法施行規則第二条第一項第三号に規定する「設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類」を指すものとし、「学校法人の寄附行為等の認可申請に係る書類の様式等」（平成6年文部省告示第117号）第11条の規定に基づき、文部科学省の示す様式（様式第2-1号）に則って作成するものとする。

専修学校を設置しようとする場合には、特段の様式の定めはないが、上記様式を参考にしつつ、設置しようとする専修学校の内容、校地・校舎、役員・評議員の氏名等を明らかにするとともに、設置しようとする専修学校の修業期間を通ずる授業時間数が3,400時間以上であることを明らかにして作成するものとする。なお、各都道府県において、独自の様式を別途定めることも可能とする。

(2) 文部科学省又は都道府県は(1)で提出のあった書類を確認した上で、当該学校法人設立準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付する。

文部科学省から学校法人設立準備法人に交付する書類の様式は、【別添3（様式2）】のとおりであるが、都道府県から学校法人設立準備法人に交付する書類については、【別添3（様式2）】を参考に作成いただきたい。

なお、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」の写しについては、当該学校法人設立準備法人が、上記1.の告示に定める届出書に添付して、財務大臣に提出する書類になるものであることに留意されたい。

(添付資料)

- 【別添 1】 大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を指定寄附金の対象とすることについて
- 【別添 2】 指定寄附金の活用に係る書類の提出について（様式 1）
- 【別添 3】 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書（様式 2）

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

大学等を設置しようとする学校法人等の設立のための寄附金を指定寄附金の対象とすることについて

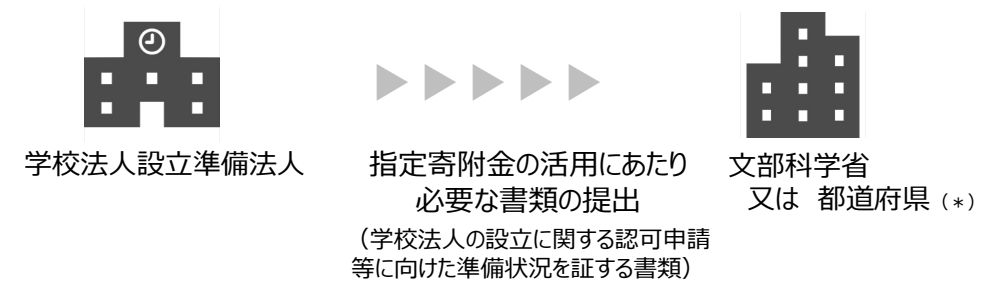
4年制大学、高等専門学校、専修学校専門課程を設置する学校法人等の設立のための費用に充てられる企業等からの寄附金について、**一定の要件**を満たしたものについては、**その寄附額の全額が指定寄附金の対象**とされることになりました！

対象となる寄附金の要件

- 学校法人等の**設立に必要な費用に充てられるもの**
- 財務大臣に対して届出があった日から令和10年3月31日までの間に支出されるもの
- **学校法人等の設立前にされる寄附金**で、**法人税法施行令第75条に規定する寄附金**に該当するもの
- 設置しようとする大学等が、法人設立後5年以内で募集要綱に定める日までに**認可されない場合には、国または地方公共団体に寄附するとして募集された寄附金**

寄附金募集までの流れ（イメージ）

① 学校法人設立準備法人から文部科学省又は都道府県への書類提出

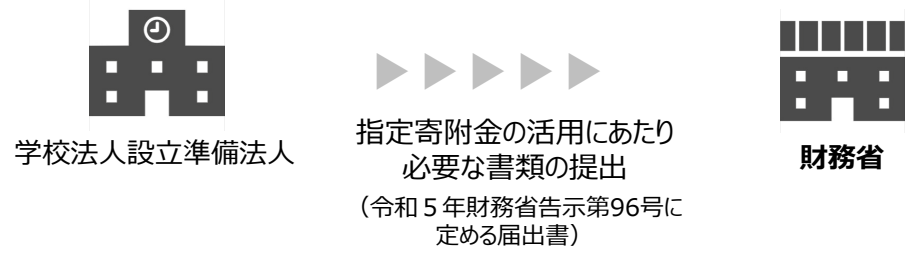


- (文部科学省又は都道府県への提出が必要な書類)
- 設立趣意書
 - 設立決議録
 - 設置認可の申請をする予定の大学等の概要を記載した資料 等

提出先において書類を確認し、問題がないようであれば、当該準備法人に対し、「指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書」を交付します。

(*) 大学・高等専門学校を設置しようとする場合…文部科学省
専修学校を設置しようとする場合…都道府県

② 学校法人設立準備法人から財務省への書類提出



- (財務省への提出が必要な書類)
- 学校法人設立準備法人の定款、寄附行為、規則等
 - 寄附金募集要綱
 - 指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書の写し 等

財務省において所定の届出書の提出を確認でき次第、財務省から当該準備法人に対し、「学校法人設立準備法人の募集する寄附金に関する届出書の受理書」を交付します。財務省からの受理書の交付をもって、本指定寄附金の活用が可能になります。

▶ 本指定寄附金の活用については、まずは **文部科学省私学行政課 法規・企画係** にご相談ください！

【別添2】（様式1）

令和〇年〇月〇日

文部科学省高等教育局
私 学 部 長 殿

主たる事務所の
所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名

指定寄附金の活用に係る書類の提出について

このたび、（大学/高等専門学校/専修学校）の設置を目的とする学校法人を設立し
たく、令和〇年度に認可申請を行うべく、準備を進めております。

法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件
（令和5年財務省告示第96号）に基づき、財務大臣に必要な届出書の提出を行います
ので、添付書類についてあらかじめお知らせいたします。

（添付書類）

- ・ 指定寄附金の活用に係る書類の提出について（本紙）
- ・ 設立趣意書（様式任意）
- ・ 設立決議録（議事に関する資料を含む）
- ・ 設置に係る基本計画及び当該学校法人の概要を記載した書類
- ・ 設置する学部等の分野がわかる資料
- ・ 設立代表者の履歴書
- ・ 銀行口座の通帳の写し
- ・ 寄附予定者や寄附金額の見込み等を記載した寄附金募集計画
- ・ 寄附金の使途、募集の方法、募集予定期間、募集した寄附金の管理方法等を
記載した寄附金募集要綱

【別添3】(様式2)

文 書 番 号

令和〇年〇月〇日

主たる事務所の
所在地
法人名
代表者氏名

文部科学省高等教育局
私 学 部 長

指定寄附金の活用に係る提出書類に関する受理書

令和〇年〇月〇日付の指定寄附金の活用に係る書類を受理し、認可申請等に向けた準備状況について、所轄庁として必要な確認を行いましたので、これを証します。